

後期高齢者 医療制度

平成20年4月から

75歳以上の方の

新しい

高齢者の医療保険制度

が始まります

現在75歳以上の方は、国民健康保険などの各健康保険制度に加入しつつ老人保健制度で医療を受けています。
平成20年4からは、75歳以上のすべての方が
現在加入している健康保険を脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入
することになります。

後期高齢者医療制度って？

75歳以上の高齢者を対象とした、**新しい独立した医療保険制度**です。

制度創設の 目的

- 急速な少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増えています。
- 医療保険制度を維持するために、各世代を通じて公平で、社会全体で支えあう、わかりやすい制度にすることを目的としています。
- 県単位で運営することで安定した制度とします。

後期高齢者 医療制度の ポイント

対象者は

75歳以上の方が対象となります。
(一定以上の障がいのある人は65歳以上)

現行どおり

窓口での負担割合は

医療費の自己負担割合は、「一般の方が1割」、
「現役並み所得者が3割」です。

現行どおり

保険料は

原則として年金から天引きします。

- 国民健康保険料(税)等の保険料の負担はなくなり、後期高齢者医療保険料を支払うことになります。
- 今まで自分で保険料を払っていなかった各社会保険の被扶養者の方も、新たに保険料を支払うことになります。保険料の徴収は、お住まいの市町村が行います。
- 保険料の金額については、平成20年4月にお知らせいたします。

新規

制度の運営は

「新潟県後期高齢者医療広域連合」が行います。

新規

各申請受付・届け出は

受付等の窓口業務はお住まいの市町村が行います。

現行どおり



●お問い合わせ

お住まいの市町村役場「老人医療担当窓口」にお問い合わせください。

または、

〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県自治会館本館内 新潟県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221

新潟県後期高齢者医療広域連合ホームページ→ <http://www.niigata-kouiki.jp> (平成19年7月開設予定)

よくある質問 Q & A

Q1 後期高齢者医療広域連合とは何ですか？

A1 後期高齢者医療制度を運営する都道府県単位の特別地方公共団体です。平成19年3月までに全国47都道府県に設置されました。『新潟県後期高齢者医療広域連合』は、平成19年3月1日に設置され、県内すべての市町村が加入して構成されています。

Q2 後期高齢者医療制度に加入するのはいつからですか？

A2 現在、老人保健に加入されている方は、平成20年4月1日から自動的に後期高齢者医療制度の加入者となります。平成20年4月以降に75歳以上になられる方は、75歳の誕生日から自動的に加入することになります。

- 75歳になったとき（誕生日当日から）
- 65歳以上の方が一定以上の障がいの認定を受けたとき

Q3 後期高齢者医療制度の保険証はいつ頃届きますか？

A3 平成20年4月1日現在で既に75歳以上の方につきましては、お住まいの市町村から平成20年3月中に送付されます（保険証の申請手続きは不要です）。平成20年4月1日以降に75歳になる方は、誕生日の前に保険証が届くこととなります。

Q4 医療機関への受診方法はどのように変わりますか？

A4 現在、老人保健制度で医療を受ける場合は、医療機関の窓口には保険証と老人保健法医療受給者証と一緒に提示して受診をしていますが、後期高齢者医療制度では保険証1枚のみを提示して受診することになります。



Q5 平成20年4月からは、私たちの保険はどうなりますか？

〈例1〉 A (夫)さん77歳、B (妻)さん70歳で、現在国民健康保険に加入している場合。

〈例2〉 Cさん75歳で、現在息子の社会保険の被扶養者の場合。

〈例3〉 D (夫)さん78歳、E (妻)さん68歳で、現在Dさんは社会保険の被保険者で、EさんはDさんの被扶養者の場合。

A5 75歳以上の方は、現在加入している保険や扶養関係を問わず、後期高齢者医療制度に加入となります。また、〈例3〉のように現在社会保険の夫が後期高齢者医療制度に加入した場合、妻は社会保険の被扶養者から外れ、国民健康保険に加入することになります。

